
平成28年度
教育委員会の事務の
管理及び執行状況の
点検及び評価結果報告書

平成28年12月
高知市教育委員会

■ はじめに

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（昭和31年法律第162号）の一部が改正され、平成20年度から全ての教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行状況について点検及び評価を行うことが義務付けられました。また、その点検・評価の結果については、議会に報告するとともに、市民に対して公表することとされています。この点検・評価を義務付けた法改正の目的は、それぞれの教育委員会が効果的な教育行政を推進し、市民に対する説明責任を果たしていくことにあります。

高知市教育委員会では、この趣旨を踏まえ、本年度に教育委員会が行った事務を振り返りつつ、検証を重ね、報告書としてまとめました。

本年度の点検・評価につきましては、「保幼小連携教育の推進」、「不登校対策の推進」、「学校給食における地産地消、食育の推進」の3項目で点検・評価を行うこととしました。

点検・評価の過程を通じ、課題となった事柄については、翌年度以降の施策展開に生かし効果的な教育行政に努めていきたいと考えます。

市民の皆様方には、この報告書をご一読いただき、ご意見をお寄せいただければ幸甚に存じます。

最後になりますが、報告書の作成に当たり貴重な助言をいただいた高知大学教育学部副学部長の岡谷英明氏と元高知市教育委員会委員長の門田佐智子氏に深く感謝申し上げます。

高知市教育委員会

教育長 横 田 寿 生

《 参 照 》

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

目 次

■事務の管理及び執行状況の点検・評価について	1～2
【対象事務1】保幼小連携教育の推進	3～10
○点検・評価委員の意見・提言への対応	6～8
○個別事務事業の点検・評価シート	
幼児期の教育と学校教育の連携の強化	
(保・幼・小連携推進地区事業)	9
(小1プロブレム対策事業)	10
【対象事務2】不登校対策の推進	11～20
○点検・評価委員の意見・提言への対応	13～17
○個別事務事業の点検・評価シート	
社会的資質や行動力を高める支援の充実	
(児童生徒等自立支援教室運営事業)	18
教育相談体制の充実	
(学校カウンセラー推進事業)	19
家庭への支援の充実	
(スクールソーシャルワーカー活用事業)	20
【対象事務3】学校給食における地産地消，食育の推進	21～26
○点検・評価委員の意見・提言への対応	23～25
○個別事務事業の点検・評価シート	
食に関する指導の充実	
(小中学校食育・地場産品活用推進事業)	26
■点検・評価委員からの意見等	27～31

■ 事務の管理及び執行状況の点検・評価について

1 概 要

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条の規定により、都道府県，市区町村を問わず，全ての教育委員会には，その教育委員会が行う事務の管理・執行状況について点検・評価を行い，その結果に関する報告書を作成して，議会に提出し，また公表することが義務付けられています。

高知市教育委員会では，平成20年度から点検・評価を行い，業務の改善を図っています。

2 対象年度

点検・評価の対象となる年度については，前年度又は当年度のいずれでもよいとされています。高知市教育委員会では，この点検・評価を単なる評価にとどまらせることなく，「計画」－「実施」－「評価」－「見直し」の一連の業務サイクルとして捉え，事務の改善につなげ，次年度の施策に反映させるため，対象年度を当該年度分とし，点検・評価を行いました。

3 項 目

点検・評価を行う項目については，全ての事務に対して行うことは難しいため，平成28年度の教育施策の重点課題として「保幼小連携教育の推進」，「不登校対策の推進」，「学校給食における地産地消，食育の推進」の3項目の点検・評価を行うこととしました。

その他の事業については，翌年の市議会9月定例会に決算の認定議案と併せて提出している主要施策成果報告書を基にご意見をいただきたいと考えています。

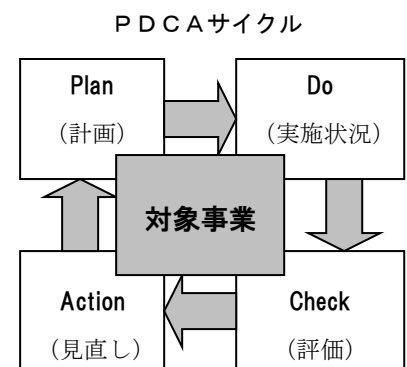
4 点検・評価の方法

(1) 概要

点検・評価の方法は，対象項目をそれぞれの事業レベルにまで分け，事業の成果や課題を挙げて，達成度と方向性を評価しました。

具体的には，各事業の達成度を「AA」「A」「B」「C」「D」の5段階（別表①参照）で評価することとし，各事業の方向性を「a」，「b」，「c」の3段階（別表②参照）で評価することとしました。

この事業ごとの評価結果を基に，改めて点検・評価対象事務の取組全体を評価（別表③参照）し，翌年度への見直しにつなげることをとしています。



別表① 「各事業の達成度」

達成度	定性的内容	定量的内容
AA	目標を大幅に上回る成果を上げている。	達成水準に対して120%以上の成果を上げた。
A	目標を上回る成果を上げている。	達成水準に対して110%以上の成果を上げた。
B	ほぼ目標どおりの成果が上がる見通しである。	ほぼ達成水準どおり（90%以上から110%未満）の成果を上げた。
C	目標どおりの成果に至らない見通しである。	達成水準に対して90%未満の成果であった。
D	目標を大幅に下回る見通しである。	達成水準に対して80%未満の成果であった。

別表② 「各事業の方向性」

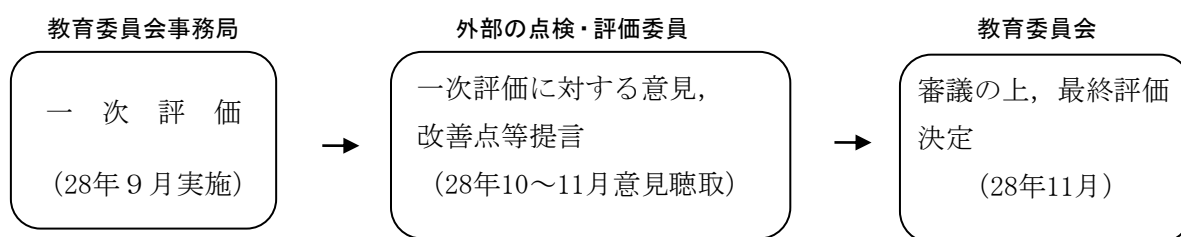
方向性	内 容
a	現状の取組の方向性は良く、このまま事業を継続する。
b	現状の取組の方向性は良いが、事業手法の改善等を行う必要がある。
c	事業の抜本的な見直しが必要である。

別表③ 「点検・評価対象事務の全体評価」

内 容
対象事務の各事業は、順調に推移しており、現状の取組で良い。
対象事務の各事業は、ほぼ成果を上げているが、少し見直しが必要である。
対象事務の各事業の進捗が遅れが見られ、効果の低い事業を見直す必要がある。
対象事務の各事業の進捗が大幅に遅れており、抜本的に見直す必要がある。

(2) 具体的な点検・評価の手順

点検・評価の手順は、まず教育委員会の事務局において、個別の事務事業について一次評価を行いました。この一次評価を基に、外部の点検・評価委員2名からの意見や提言を踏まえ、教育委員会が最終評価を決定しました。



(3) 点検・評価委員

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第2項の規定により、下記の2名の方に事務の点検・評価委員をお願いしました。
いただいた意見等は27ページ以降に掲載しています。

氏 名	役 職 等
岡谷 英明	高知大学教育学部副学部長
門田佐智子	元高知市教育委員会委員長

保幼小連携教育の推進

本市では、「保・幼・小の連携をより一層推進する」とこと、「幼児期の教育の充実」を重視している。教育委員会が示した「高知市教育振興ビジョン」にも、保・幼・小連携の充実を、本市の喫緊の課題である学力向上と不登校対応の基盤を成すものとして位置付けている。

平成27年4月から施行された「子ども・子育て支援新制度」においても、その目的の中に「保育と教育の質の向上」があり、「市長部局と教育委員会の連携・協力により、保育所・幼稚園等と小学校との連携のための取組を促進すること」が、国からも大きく打ち出されている。現在検討されている次期学習指導要領でも、幼児期の教育と小学校以降の教育の接続がこれまで以上に求められている。こうした動きに先駆けて、本市では平成24年度から教育委員会に就学前教育班を新設し、子どもたちの学びと育ちを豊かにつなぐため、部局を越えた連携をスタートさせた。

教育委員会が管轄する公立幼稚園は1園だけであり、1つの小学校に30もの園から入学してくる児童がいる小学校もあるという状況の中で、園と小学校との連携を推進するには何らかの手立てが必要である。連携の大切さは分かっているが、『何か』がないとなかなか動き出せない。その『何か』が、平成24年度に保・幼・小・中の代表が一堂に会して協議し策定した「のびのび土佐っ子【保・幼・小連携】プログラム」であり、「人をつなぐ」「組織をつなぐ」「教育をつなぐ」3つの方策である。これら3つの方策を通して、「子どもたちが安心して小学校に入学できること」を、「幼児期の教育と小学校教育に携わる教職員の相互理解が深まること」、そして、「子どもたちが幼児期の学びと育ちを基礎として自らの力を発揮しながらのびのびと成長していくこと」をめざした取組を進めているところである。

進む！保・幼・小連携

こんな成果が出ています！

- 安心**
入学前からの関わりによって、園児が、安心して入学し、小学校生活を楽しみながら学習や生活に慣れていくことができています。
- 理解**
幼児期の教育と小学校教育に携わる教職員同士が顔の見える関係になり、保育と教育についての相互理解が深まっています。
- 成長**
幼児期の教育から小学校教育まで見通して実践することで、互いの取組が高まり、子どもの成長を支えることができています。

人をつなぐ
小学校入学前からの園児と小学生との交流や、年長児保護者への働きかけとして小学校生活についての説明会など、「人をつなぐ」取組を行うことで、子どもや保護者に安心感が生まれます。

組織をつなぐ
保・幼・小の教職員の合同研修や、公開保育・公開授業をもとに互いの実践を知る場を設定するなど、「組織をつなぐ」取組を行うことで、子どもの学びと育ちに関する保・幼・小の教職員の共通理解が進みます。

教育をつなぐ
入学前に園で行うアプローチカリキュラムや、小学校入門期のスタートカリキュラムなど、「教育をつなぐ」取組を行うことで、発達の特長や学びの個人差に対応した指導・支援ができるようになり、子どもの成長につながります。

保・幼・小連携でのびる子どもたち

(「進む！保・幼・小連携」保・幼・小連携実践事例パンフレットⅡから)

1 計 画

(1) 目標

人・組織・教育をつなぐ取組を通して、幼児期の教育と小学校教育との円滑な接続の実現と双方の充実をめざす。

- ① 幼児と児童の交流に関すること。「人をつなぐ」
- ② 保・幼・小の教職員の交流・連携に関すること。「組織をつなぐ」
- ③ 接続期カリキュラム（入学前アプローチカリキュラム・小学校入学期スタートカリキュラム）に関すること。「教育をつなぐ」
- ④ 保護者への働きかけに関すること。「人をつなぐ」

(2) 目標設定の理由

本市においては、教育委員会が所管する公立幼稚園は1園のみで、国立幼稚園1、私立幼稚園12、こども未来部所管の公立保育所27、民営保育所63、認定こども園15、その他の保育施設が多数ある。1つの小学校に30を超える園から入学する子どもたちがいる場合もあり、どこの園から、どこの小学校に入学しても、子どもたちが安心して学校生活をスタートすることができるように、幼児期からの滑らかな接続を意識したカリキュラムが行われるようにすることや、市全体で保・幼・小連携、園同士・小学校同士の連携に取り組むことが求められる。

(3) 対象事務の現状、課題等

平成27年度の小1プロブレム発生率は5%であった。これまで5年間の調査の結果、発生の原因は、①学校や担任の取組に関すること、②児童の状況に関すること、③家庭の状況に関すること、④保・幼・小連携に関することの4つに分類される。発生率が段階的に減少している（23年度19%→24年度12%→25年度10%→26年度7%）とはいえ、条件が重なればどの学校でも起こり得ることだという意識を持ち、予防のための取組を進めていく必要がある。また、小1プロブレムを予防する観点だけではなく、子どもが安心して小学校生活に慣れ、主体的に自己を発揮し、小学校の学び手として育っていくようにするためにも、保・幼・小連携は重要である。

2 実施状況（平成28年度）

■平成28年度保幼小連携教育の推進における各事業の状況

事業名	達成度	方向性
幼児期の教育と学校教育の連携の強化 （保・幼・小連携推進地区事業）	A	a
幼児期の教育と学校教育の連携の強化 （小1プロブレム対策事業）	B	a

*達成度を「AA」「A」「B」「C」「D」の5段階で評価

*方向性を「a」「b」「c」の3段階で評価

*事業ごとの詳細は「個別事務事業の点検・評価シート」に記載

3 点検・評価対象事務の全体評価（平成28年度）

評 価	対象事務の各事業は、ほぼ成果を挙げているが、少し見直しが必要である。
------------	------------------------------------

保・幼・小連携推進地区事業は平成25年度から、小1プロブレム対策事業は26年度から対象を拡大しつつ継続実施している。高知市の全ての公立保育所・民営保育所・公立幼稚園・私立幼稚園・認定こども園と小学校を対象に実施している「保・幼・小連携実態調査」によると、「人・組織・教育をつなぐ」ほぼ全ての取組において、実施率が上昇している。併せて、小学校の全教職員が校区の園を訪問し幼児教育について学ぶ研修を行ったり、園児と児童の交流が互惠性のあるものになるよう、研修を行い改善につなげたりするなど、子どもを中心として保・幼と小の教職員が学び合い高め合う姿が見られるようになった。今後はこども未来部保育幼稚園課との連携・協働を図り、保・幼・小連携の取組の充実とともに、保育と教育の質の向上をめざす。

4 見直し

(1) 取組を進めるに当たっての新たな課題等

事業実施校は計画を基に着実に取組を進めている。他の校区においても、「園児と児童の交流」、「保・幼・小の教職員の連携」、「入学前の情報共有」、「年長児保護者への働きかけ」、「スタートカリキュラムの実施」などに関して年々実施率が上昇し昨年度はほぼ100%の実施となった。今後はさらに取組の質の向上を図りたい。また、これから求められる資質・能力である「知識・技能」「思考力・判断力・表現力等」「学びに向かう力・人間性等」を幼児期から小学校以降の教育に確かにつないでいくための手立てとして、これまで以上にスタートカリキュラムの充実を図る必要がある。

(2) 改善策の検討

「人をつなぐ」「組織をつなぐ」「教育をつなぐ」取組の充実を図るためには、効果的で先進的な実践についてのアイデアや方法を具体的に発信することが欠かせない。そこで、園内研修や小学校訪問を通して積極的に情報を集め、園長会（公立保育所・民営保育所・私立幼稚園）や校長会においてパンフレットやビデオ等を活用して発信する。また、保・幼・小連携推進地区連絡協議会や合同研修会（高知市全体の園と小学校41校対象）において、情報共有や他県の優れた取組について学び合う機会をつくる。さらに、保・幼・小連携の取組を充実させることが、子どもたちの安心・成長・自立につながるのみならず、学力向上にもつながることを、保・幼・小連携実態調査（園と小学校対象）や学力調査結果から得た数値を基に分析し、課題改善のための提案を入れてまとめた冊子等を使って説明を行う。

スタートカリキュラムについては、実践を基に毎年改善することが必要であるため、連絡協議会で検討した内容を基に作成した「スタートカリキュラム事例集改訂版Ⅲ」を、新年度の全ての小1担任に配付し、本年度作成するスタートカリキュラムのビデオクリップも活用しての研修や指導・助言を行うことで質の向上を図る。

○ 点検・評価委員の意見・提言への対応

◆ 保・幼・小連携教育の推進全般について

評価委員からは、「保・幼・小連携教育について、これまで積み上げてきたものを基に、さらに高い目標を持ち、工夫・改善しようとしている」、「どこの園からどこの小学校に入学しても、子どもたちが安心して学校生活をスタートできるようにとの理念を掲げて取り組み、事業のねらいを着実にクリアしている」という評価をいただいた。各学校と園における地道な連携のための取組を評価していただいたものと考えます。

◆ 保・幼・小連携推進地区事業

評価委員からは、本事業に関して、「16小学校区の連携プログラムとともに、小学校41校のスタートカリキュラムの実施率が100%であること」について評価していただいた。

以下、さらに連携の充実を図るために、いただいた3つの提言とその提言に対応する取組について述べる。

提言① 「保幼小連携の日」の設定

【提言①に対応する取組】

現在、「小中連携の日」は設定されていて、本市の全ての小・中学校において、公開授業や合同研修などの取組が行われている。その際、校区にある保育所・幼稚園等にも声をかけ、共に学ぶ機会としている校区もある。

「小中連携の日」を「保幼小中連携の日」にするとか、「保幼小連携の日」を別に設けるとする案は、連携を前進させるきっかけになると考える。一方で、日程調整に苦慮しながらも、校区ごとにフットワーク軽く、子どもたちの状況に柔軟に対応しながら一番いいタイミングで交流する、あるいは合同研修を行うことのよさもある。そこで、「保幼小連携の日」の設定については、保・幼・小・中の代表が一堂に会して連携について協議している幼児教育推進協議会において、検討していきたいと考える。

提言② 園長会、保幼小連携推進地区協議会や合同研修会などを通じて、アプローチカリキュラムの重要性を粘り強く伝達する。

【提言②に対応する取組】

次期学習指導要領等の改訂に向けた審議のまとめなどにおいて、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」として、「自立心」「協同性」などの10の姿が提案された。本市では平成24年度から「幼児期（特に接続期）に育てたい子どもの姿」について協議し、こうした「子どもの姿」を意識したアプローチカリキュラムの作成と実施を提案してきた。昨年度は、こども未来部保育幼稚園課の取組として公立保育所26園を5つのブロックに分けて、アプローチカリキュラム学習会も行われた。

幼児期の教育・保育の質の向上のために、アプローチカリキュラムの果たす役割は大きいものである。入学前の時期には、子どもがどのようなことを不安に思っているのか、子どもの視点に立って考え、子どもの安心につながるカリキュラムとしていきたい。今後も、こども未来部保育幼稚園課と連携し、「アプローチカリキュラム・スタートカリキュラム事例集」などを活用して、アプローチカリキュラムの重要性を伝えていくようにする。

提言③ スタートカリキュラムをさらに充実させるために、優れた実践を共有する機会を作る。

【提言③に対応する取組】

スタートカリキュラムは作って終わりではなく、毎年実践をし、見直しながら改善を図っていくことが重要である。そのため、保・幼・小合同研修会や、小1担任が集まる連絡協議会等において、自校のスタートカリキュラムや実践資料を持ち寄って、情報共有する機会を設けている。

今後も、実践者の声を生かし、毎年「アプローチカリキュラム・スタートカリキュラム事例集」を改訂しながら、具体的なモデルプランを示すことを通してスタートカリキュラムの充実を図りたい。



(スタートカリキュラムの実践共有の様子)

◆ **小1プロブレム対策事業**

評価委員からは、「本事業を希望する小学校が増えていることは、事業の有効性を物語っている」「本事業は、新入学児はもちろんのこと、教員・保護者にとっても大変心強いもの」というような事業実施の意義とともに、成果として小1プロブレムが段階的に減っていることを評価していただいた。

以下、いただいた2つの提言とその提言に対応する取組について述べる。

提言① 大変ニーズが高い事業であるので、小1サポーターの要望があった小学校には全て配置できるよう、財政当局への働きかけを行う。

【提言①に対応する取組】

本年度は、要望があった全ての小学校で本事業を実施することができた。実施校からは、子どもの落ち着きや学習意欲の高まりなど、多くの成果が報告されている。次年度に向けては、こうした成果を基に、引き続き本事業を全ての小学校で実施できるようにすることと、小1サポーターの配置期間を11月末まで可能にするように傷害保険の期間を延長することなどについて、要望していきたいと考える。

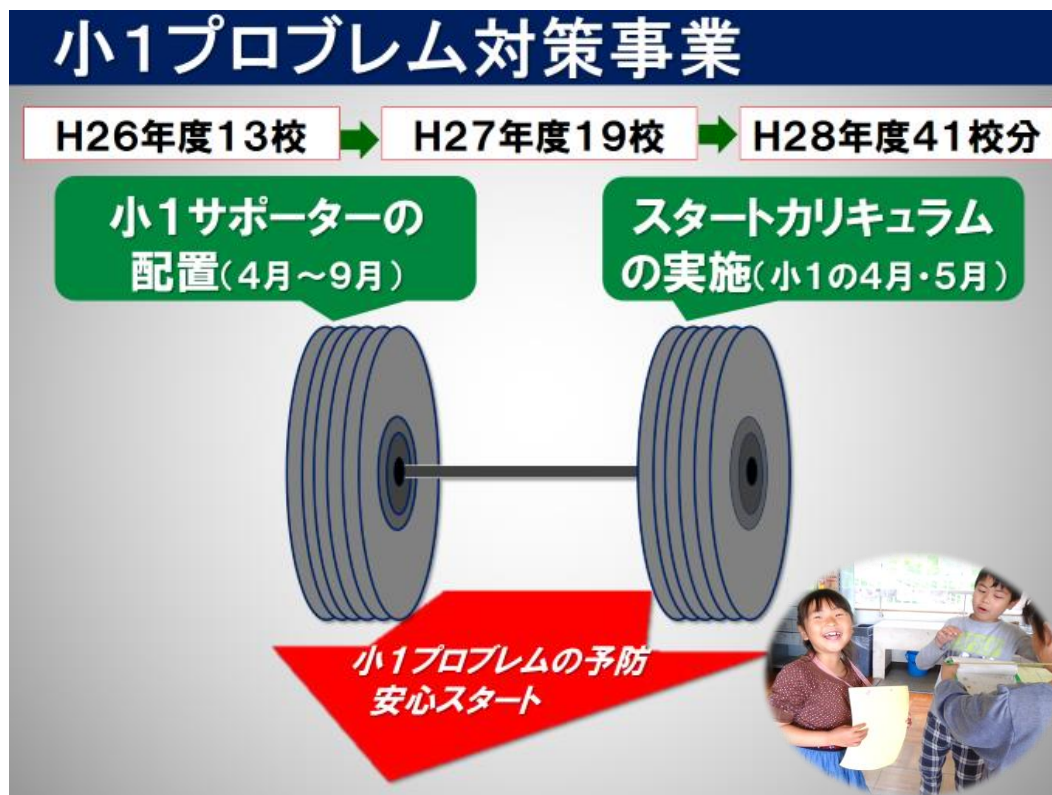
提言② 学校支援地域本部などを活用し、事業を持続可能なものにしていく。そのためにモデルプランを実施し、検証する。

【提言②に対応する取組】

本年度、地域の方や保護者、園長OBや教員OB、教育学部の大学生など、総勢99名が小1サポーターとして各学校の小1の子どもたちの授業や活動の支援をしてくださった。教室の中に、担任ともう一人、温かく見守り声がけをしてくれる大人がいることで、子どもたちに安心感が生まれ、新しいことに挑戦する気持ちや学びに向かう意欲が高まっている。学校全体で1年生の学びと育ちを支えるのはもちろんのこと、地域の力も合わせた取組が進んでいる。こうした「学校・地域ぐるみで子どもたちを支える」という視点は、学校支援地域本部のねらいに通じるものである。

実際、小1プロブレム対策事業による小1サポーターの配置終了後、学校支援地域本部の取組の一環として、小1サポーターをしてくださった方々に引き続き支援をしていただいた学校もあった。こうした方法は、一つのモデルケースとして他校に紹介することができる。

本事業は、小1サポーターという人的支援と、学校におけるスタートカリキュラムの実施を両輪としており、この2つの取組を通してこそ、ねらいである子どもの「安心・成長・自立」に迫れるものと捉えている。この趣旨とねらいを生かしつつ、学校地域支援本部に位置付けることが可能かどうか、今後検討していきたい。



(小1プロブレム対策事業について)

個別事務事業の点検・評価シート

【点検・評価対象事務： 保幼小連携教育の推進】

事業名	幼児期の教育と学校教育の連携の強化 (保・幼・小連携推進地区事業)	担当課	学校教育課	
1 事業の目的・概要等	【事業の目的】 幼児期の教育と小学校教育との円滑な接続と双方の充実をめざし、各小学校区における保育所・幼稚園・認定こども園等と小学校の教職員が、子どもの学びと育ちの連続性に視点をあてた連携を主体的・自立的に推進することを目的とする。			
	【事業の概要】 平成24年度に策定した「のびのび土佐っ子【保・幼・小連携】プログラム」では、「人をつなぐ」・「組織をつなぐ」・「教育をつなぐ」3つの方策を提案している。本事業は、このプログラムが全市的に行われるようになるための手立ての一つである。 16小学校区（12小学校区から拡大）の実態や課題に即した下記のような連携の取組を推進し、その先進事例を研修会やパンフレットを通して高知市全体に広げていく。 (1) 幼児と児童の交流に関すること。「人をつなぐ」 (2) 保・幼・小の教職員の交流・連携に関すること。「組織をつなぐ」 (3) 接続期カリキュラム（入学前アプローチカリキュラム・小学校入学期スタートカリキュラム）に関すること。「教育をつなぐ」 (4) 保護者への働きかけに関すること。「人をつなぐ」			
	【達成すべきレベル】 16小学校区の連携プログラム実施率を100%とする。推進地区の連携に関する教職員意識調査（平成29年3月実施）において、肯定群95%以上（27年度90%）とする。高知市立小学校のスタートカリキュラム実施率を引き続き100%とする。			
2 成果	平成25年度から始まった本事業が、当初の8小学校23園の取組から本年度には組織や管轄を越えて16小学校49園にまで拡大し、市全体の保・幼・小連携をリードするようになったことが、まず大きな成果である。 9月1日時点で、8小学校区が、校区の課題や子どもたちの実態に即した講師を招聘し、保・幼・小合同研修会を開催した。研修会を必須としていない指定4年目の校区においても、自主的に研修会を開催し、保・幼・小の教職員が学び合う取組を継続している校区があり、本事業でめざす「主体的・自立的な保・幼・小連携」に迫るものである。 4月以降、事業の趣旨説明、1年学級担任との協議、各校区の保・幼・小連絡会での助言、公開授業・園内研修への参加と助言、交流活動の提案と支援、各校区の保・幼・小合同研修会の支援、実践事例についての協議等のために、72回の指定校区訪問を行ってきた。その結果、16小学校区の連携プログラム実施率は100%となっている。 効果的な取組については、校長会・園長会等で積極的に発信したり、実践発表をしてみらったりすることで、推進地区の取組の質が高まることはもとより、それ以外の学校においても新たな取組を始めるようになり、全的に保・幼・小連携が進んできている。			
3 課題等	次期幼稚園教育要領（保育所保育指針も同様）・学習指導要領においては、これまで以上に幼児期の教育の充実と、学校段階間の接続（保・幼・小の接続）が重視されている。特に幼児期の教育の質の向上については、保育幼稚園課と協働で取り組むことが欠かせない。			
4 改善策の検討	幼児教育に関わる全ての機関（保育所・幼稚園・認定こども園等、小学校・こども未来部保育幼稚園課・教育委員会学校教育課等）が一堂に会して保・幼・小の連携について学び合い協議し合う保・幼・小連携研修会の充実を図る。 また、高知市幼児教育推進協議会（保・幼・小・中の代表、大学関係者、県幼保支援課、市保育幼稚園課・学校教育課等の代表）が一堂に会して協議する会議、年間3回開催）において、本市の保・幼・小連携について検証をしていただくとともに、保育・教育の質の向上を図るための助言をいただき改善につなげる。			
5 評価	達成度	方向性	達成すべきレベルである連携プログラム実施率・スタートカリキュラム実施率は、ともに100%であった。併せて、4年目を迎えた保・幼・小連携推進推校（8小学校）の標準学力調査結果（平成28年4月実施小2・小3の国・算）は、全ての項目において全国平均を上回った。	
	A	a		
(参考) 本事業の評価基準	達成度	定性的内容		定量的内容
	AA	目標を大幅に上回る成果をあげている。		達成水準に対して120%以上の成果をあげた。
	A	目標を上回る成果をあげている。		達成水準に対して110%以上の成果をあげた。
	B	ほぼ目標どおりの成果が挙がる見通しである。		ほぼ達成水準どおり（90%以上から110%未満）の成果をあげた。
	C	目標どおりの成果に至らない見通しである。		達成水準に対して90%未満の成果であった。
	D	目標を大幅に下回る見通しである。		達成水準に対して80%未満の成果であった。

個別事務事業の点検・評価シート

【点検・評価対象事務： 保幼小連携教育の推進】

事業名	幼児期の教育と学校教育の連携の強化 (小1プロブレム対策事業)		担当課	学校教育課
1 事業の目的・概要等	<p>【事業の目的】 児童を取り巻く環境の変化に伴う体験の不足、保育所・幼稚園等と小学校との学びの質の違いなどの理由で、小学校に入学した児童がうまく学校生活に適応できないという問題（小1プロブレム）が指摘されている。こうした、小学校への適応状況や小1の学力状況は、その後の学力に大きな影響を及ぼすものである。 そこで、本事業では、小1サポーターの配置やスタートカリキュラムの実施により、小学校入学当初に子どもが感じる段差を滑らかにし、小学校生活への適応を促進することで、小1プロブレムの発生を防ぐとともに、学力の基盤を確かなものにするをめざしている。</p> <p>【事業の概要】 (1) 新入学児が安心して集団生活を営み、落ち着いて学習に取り組める環境をつくるために、事業実施校の第1学年のクラスに小1サポーターを4月から9月の期間に配置する。 (2) 事業実施校の第1学年担任は、幼児期からの学びと育ちを基礎として子どもたちが安心して小学校の生活に慣れ、主体的な学び手として育っていくことをめざして作成した「スタートカリキュラム事例集改訂版Ⅱ」を基に、スタートカリキュラムを実施する。 (3) 小1プロブレム対策事業連絡協議会を開催し、スタートカリキュラムに関する情報共有と取組の検証を行い、次年度のスタートカリキュラムをさらに改善していく。</p> <p>【達成すべきレベル】 (1) 事業実施校における小1プロブレム発生率をゼロにする。(平成29年4月に調査) (2) 「スタートカリキュラムに関する調査」における「スタートカリキュラムの実施が自らの指導方法の改善に役立った」とする回答割合を40%以上(27年度37%)にする。</p>			
2 成果	<p>(1) 小1サポーターの活用 本年度は、希望があった全ての学校に小1サポーターを配置することができている。教員OB、保護者、地域の方、大学生など計99名が授業や活動の支援に入ってくれている。「配置による成果あり」という回答は100%であり、特に、「児童の安心・安全の確保」、「個別の支援が必要な児童への対応」、「授業内容の充実」という点で成果が大きい。</p> <p>(2) スタートカリキュラムの実施 4月の入学式前の期間に全ての事業実施校を訪問し、管理職と1年担任に直接スタートカリキュラムの意義と方法についての説明を行ったり、改善の視点「スタカリ8」を示しながら授業参観等を行った結果、カリキュラムの実施率は100%となった。8月24日に実施した連絡協議会においては、「学校生活への適応」、「学習意欲」、「人間関係の広がり」など、幼児期の教育と小学校教育の接続の視点を重視したスタートカリキュラムの成果が全ての学校から報告された。</p>			
3 課題等	<p>次期学習指導要領において、スタートカリキュラムが学習指導要領総則に位置付けられる予定（これまでは生活科解説のみに記載）である。これから求められる資質・能力である「知識・技能」「思考力・判断力・表現力等」「学びに向かう力・人間性等」を、幼児期から小学校以降の教育に確かにつないでいくための手立てとして、これまで以上にスタートカリキュラムの充実を図る必要がある。</p>			
4 改善策の検討	<p>スタートカリキュラムについては、実践を基に子どもの実態に応じて毎年改善することが必要である。そのため、連絡協議会で検討した内容を反映させて「スタートカリキュラム事例集改訂版Ⅲ」を作成し、新年度の全ての小1担任に配付するとともに、研修（幼児教育理解・スタートカリキュラムの意義の理解・実践の交流）を行うことで質の向上を図る。</p>			
5 評価	達成度	方向性	評価内容	高知市立小学校における小1プロブレム発生率は調査を開始した平成23年度19%→24年度12%→25年度10%→26年度7%→27年度5%と段階的に減少している。落ち着いたスタートが切れることは学力向上にもつながっている。
(参考) 本事業の評価基準	達成度	定性的内容		定量的内容
	AA	目標を大幅に上回る成果をあげている。		達成水準に対して120%以上の成果をあげた。
	A	目標を上回る成果をあげている。		達成水準に対して110%以上の成果をあげた。
	B	ほぼ目標どおりの成果が挙がる見通しである。		ほぼ達成水準どおり(90%以上から110%未満)の成果をあげた。
	C	目標どおりの成果に至らない見通しである。		達成水準に対して90%未満の成果であった。
	D	目標を大幅に下回る見通しである。		達成水準に対して80%未満の成果であった。

不登校対策の推進

児童生徒が、安心・安全に成長できる居場所づくりのために、予防的、組織的な取組の充実を図っていく。「遊び・非行」型の子どもたちの居場所づくりと学校復帰、進路保障のための支援を行う児童生徒等自立支援教室、学校での相談活動の充実により、不登校やいじめ等の未然防止を図る学校カウンセラー^{注1}の活用事業、子どもたちが抱える問題を子どもたちを取り巻く環境を調整することで問題の改善をめざすスクールソーシャルワーカー^{注2}活用事業などの取組を行っていく。

1 計 画

(1) 目標

学びの場において、子どもたちが将来の志をもつことができ、一人ひとりに安心・安全な居場所があることをめざして、“どこかと必ずつながる”予防的な取組と支援的な取組の充実を図る。長期欠席者数を小学校190名以下、中学校400名以下に、不登校の出現率を小学校0.4%以下、中学校4.2%以下にすることをめざす。

(2) 目標設定の理由

本市における長期欠席及び不登校の出現率は、全国比でも厳しい状況が続いている。子どもたちを取り巻く環境の改善と、保護者も含めて“どこかと必ずつながる”体制づくりが必要であることから設定した。

(3) 対象事務の現状、課題等

不登校児童生徒の生活背景には、厳しい環境や人間関係が希薄なケースが少なくない。保護者も含めて相談体制の充実を図るとともに、自分自身の心とじっくり向き合い、安心して過ごすことができる環境を整え、関係機関が連携して支援体制をつくる必要がある。

2 実施状況（平成28年度）

■平成28年度不登校対策の推進における各事業の状況

事業名	達成度	方向性
社会的資質や行動力を高める支援の充実 (児童生徒等自立支援教室運営事業)	B	a
教育相談体制の充実 (学校カウンセラー推進事業)	B	a
家庭への支援の充実 (スクールソーシャルワーカー活用事業)	B	a

*達成度を「AA」「A」「B」「C」「D」の5段階で評価

*方向性を「a」「b」「c」の3段階で評価

*事業ごとの詳細は「個別事務事業の点検・評価シート」に記載

3 点検・評価対象事務の全体評価（平成28年度）

評 価	対象事務の各事業は、ほぼ成果を挙げているが、少し見直しが必要である。
------------	------------------------------------

事業の方向性は間違っていないので、様々な背景をもつ児童生徒に対応し得るよう、さらに専門性の向上と、丁寧な連携が課題である。

4 見直し

(1) 取組を進めるに当たっての新たな課題等

- ・ 児童生徒の家庭背景に課題があるケースでは、学校との情報共有や保護者への支援の在り方、関係機関へのつなぎ等について、さらに取り組んでいく必要がある。
- ・ 学校カウンセラーの資質向上のための研修をより充実させるとともに、外部人材（スクールカウンセラー^{注3}、スクールソーシャルワーカー、生徒指導スーパーバイザー^{注4}等）との連携を効果的に行うための体制づくりを検討する必要がある。
- ・ 学校カウンセラーの訪問回数や時間については、週1回2時間の配置校があるなど、需要に対して十分とは言えない状況がある。

(2) 改善策の検討

- ・ 家庭内の親子関係を改善することができるように、支援や相談活動を強化していく。
- ・ 面接やケース会を密にし、児童生徒の個々に合わせた目線や支援内容、支援期間等を設定し、学校や関係機関と共有を図る。
- ・ 学校カウンセラー研修会や自主研修での事例研究やスーパーバイズ、カウンセラー同士の情報交換によるスキルアップをめざす。
- ・ 学校カウンセラーの外部人材との連携強化のため、学校管理職やコーディネーターの役割の明確化及びカウンセラー配置日や時間について検討を行う。
- ・ 学校カウンセラーの配置拡充については、スクールカウンセラーの常勤等も含め、要求を継続していく。
- ・ 日々変化する福祉や医療等の動向を注視しながら、県のスーパーバイザーによる助言やスクールソーシャルワーカー同士が情報共有できるよう事例検討会を行う。

注

1) 学校カウンセラー

教育相談に関して専門的な知識・経験を有する者

2) スクールソーシャルワーカー

社会福祉士及び精神保健福祉士若しくは教育、福祉の分野において活動実績のある者

3) スクールカウンセラー

臨床心理士、精神科医及び大学等で勤務経験のある者若しくはあった者

4) 生徒指導スーパーバイザー

学校の組織的な支援体制づくりの推進、問題行動への対応力向上を目的として、学校に派遣され、助言・支援する者

○ 点検・評価委員の意見・提言への対応

◆ 児童生徒等自立支援教室運営事業

評価委員からは、家庭や学校に居場所がない児童生徒に対する支援はすぐに成果が見られるものではなく、街頭補導での常駐職員による粘り強い声かけや、指導員が関わりを根気強く続けることにより関係を築いていく過程を、「ご苦労も多い」「大変だろう」と気遣っていただくとともに、平成 27 年度の学校復帰及び進学割合が 91.7%であり、ほぼ目標を達成していると評価していただいた。

以下、いただいた提言とその提言に対応する取組について述べる。

提言① 自立支援教室通所へつなげることが困難な児童生徒への支援

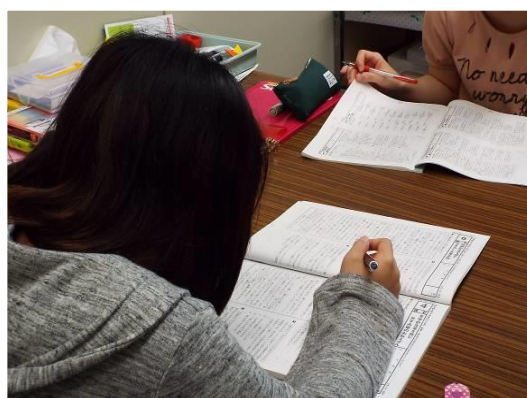
【提言①に対応する取組】

学校や担任が自立支援教室へ通所させることが望ましいと判断した児童生徒がいても、本人や保護者にその意識が弱い場合、通所となることや継続することが困難となるケースがある。

児童生徒が通所するには、少年補導センターにおいて所長及び担当職員が、担任又は生徒指導担当教員の立会いの下、本人・保護者と面談を行い、本人の意思や将来への希望を聞き、また保護者に対しては通所させる上での家庭での協力、教員に対しても学校での支援等を確認した上で、所長が通所を許可するという手続を原則としてとっている。

しかし保護者の中には、多忙等を理由にセンターまで来所することを厭うケースもあるため、面談を学校で行うことや、保護者が立ち会えない場合は、担任又は生徒指導担当教員の立会いをもって代える等保護者の負担感をできるだけ軽減する手続の在り方を考えたい。

また通所が困難な児童生徒は家庭背景に課題があるケースがあり、親子関係の改善をすることができるように支援や相談活動を強化していきたい。さらに学校や関係機関との連携を密にし、児童生徒の個々に合わせた目標設定や支援内容、支援期間等の共有化を図っていきたい。



(自立支援教室の様子)

◆ 学校カウンセラー推進事業

評価委員からは、臨床心理士の数が全国的に見ても少ない地域にもかかわらず、市内の50校に学校カウンセラーを配置し、6,000件を超える相談、他機関との連携を行っていること、また、学校カウンセラーの積極的な関わりにより、相談数が急増していることについて、困難な問題に対する積極性は大変評価でき、目標を達成していると高い評価をいただいた。

以下、いただいた5つの提言とその提言に対応する取組について述べる。

提言① カウンセラー配置の一層の充実強化（有資格者等の人材確保や、予算の確保）

【提言①に対応する取組】

各学校からの要望書や校長による評価制度，市教育委員会面接等を踏まえ，限られた条件下で，できる限り効果的に活用するための配置を行っている。しかし，児童生徒の特性や生活環境は，複雑・多様化し，相談件数の増加はもとより，相談内容もより高度な専門性が求められるようになってきていると認識している。平成28年度はスクールカウンセラーが全校配置となったものの，配置時間，日数はそれらに十分対応できる状況にあるとは言い難い。高知市としては，引き続き，県への配置拡充の要望を継続するとともに，学校カウンセラーにおいては，小学校において，少なくとも1回の訪問時間として3時間（現状では，2時間の学校が8校）を確保できるように，予算の確保において改善を図りたいと考えている。

提言② 学校カウンセラーに対する学校側の窓口と役割の明確化を図るためのガイドライン作成

【提言②に対応する取組】

学校側の窓口と役割の明確化は，相談件数の増加，相談内容の多様化を踏まえ，学校カウンセラーの効果的活用のために，早急に取り組むべき課題であると認識している。

また，スクールカウンセラーや，スクールソーシャルワーカー，生徒指導スーパーバイザー等，外部人材や，他機関との連携強化のために，コーディネーターの役割は非常に重要である。今後，県の『スクールカウンセラーについてのガイドライン』や，他県の例を研究し，ガイドライン等の作成に向けた検討を行っていききたい。

提言③ チームとしての支援体制づくり

【提言③に対応する取組】

提言①でも示したとおり，学校カウンセラーの認知に伴い，相談件数は増加しており，高度な専門性が求められる相談も受けるようになってきている。スクールカウンセラー，スクールソーシャルワーカー，生徒指導スーパーバイザー等との情報交換が順調に行われるよう，それぞれの勤務日や時間の調整が課題となっているが，学校カウンセラーだけでは解決が難しい事案については，ケース会や各所課の支援チームの活用等，専門家を含む外部人材，他機関との速やかな連絡・相談等が可能になるシステムづくりを行っていききたい。

提言④ 学校とカウンセラーとのパイプ役となる人材設置

【提言④に対応する取組】

学校とカウンセラーとのパイプ役としては、配置校ごとにコーディネーターを決めている。現状では、教頭や、養護教諭、生徒指導担当者等が兼務していることから、学校によっては、学校カウンセラーとの情報共有や、学校全体へのつながりについても、コーディネーターが十分機能できていない場面も見られる。提言③の外部人材や組織との連携も含め、コーディネーターの役割は今後ますます重要となることから、情報共有の時間設定や、管理職への定期的報告を徹底するなど、改めて周知を図ることが必要であると感じている。

提言⑤ カウンセラー研修やサポート体制の充実

【提言⑤に対応する取組】

学校カウンセラー研修会を、年3回行っている。

研修では、解決思考アプローチ等、カウンセリング技術の演習や臨床心理士による面接を通じ、児童生徒はもとより、カウンセリングに保護者支援の視点（保護者に寄り添うことによる支援方法）を盛り込むなど、学校カウンセラーのスキルアップを図っている。

しかし、提言③でも触れたとおり、カウンセラーが認知されるに従って、相談内容が多様化・複雑化し、高度な専門性が求められる場合もあることから、カウンセラー自身が抱える負担も重くなっている。

心の教育センターとの連携等、学校カウンセラーが定期的に相談できる体制整備について検討が必要であると考えている。



(H28 学校カウンセラー研修会)

◆ スクールソーシャルワーカー活用事業

評価委員からは、児童生徒の不登校の背景にある様々な環境との相互作用から生じる問題に対して、スクールソーシャルワーカーが厳しい家庭状況へアプローチする施策は大変有効で、学校への対応や、訪問活動、福祉への接続等の実績回数が示すとおり成果が上がっていると評価していただいた。

以下、いただいた2つの提言とその提言に対応する取組について述べる。

提言① 専門的な人材を確保するための雇用形態の柔軟な配慮や専門性を高めるための研修などの工夫

【提言①に対応する取組】

専門的な人材を確保するために、2点（①雇用形態の柔軟な配慮、②専門性を高めるための研修）ご提言をいただいた。

まず、雇用形態の柔軟な配慮については、福祉に関する専門的な資格保有者や、過去に教育や福祉の分野において活動経験の実績があり、職務を適切に遂行でき



（連絡協議会ブロック別協議の様子）

る方を、スクールソーシャルワーカーとして委嘱している。人材を確保するための配慮事項としては、地域や学校の実情に加えてワーカー個人の事情を考慮しながら、配置校区や年間の活動時間を個々に設定している。また、学校からの要請を受けた後、ワーカー自身に1週間当たりの活動時間のスケジュール調整を行ってもらうようにすることで兼業も可能となり、専門性をもった方の確保につなげている。

次に、専門性を高めるための研修については、県の連絡協議会（年2回）や新任のスクールソーシャルワーカーを対象とした初任者研修（年2回）への参加などがある。

本市においては、毎週月曜日に行っている連絡協議会において、個々のスクールソーシャルワーカーがもっている専門知識の共有や、関係機関の見学、県のスーパーバイザーを招聘しての具体的事例の検討会等を行っており、支援の方向性を確認したり支援内容を深めたりできるように工夫している。さらに、スクールソーシャルワーカー個人がスキルアップのための様々な研修等に自主参加している場合もある。

スクールソーシャルワーカーは、個々のケースによって、専門的な視点を駆使した多様な支援の在り方が求められているので、今後とも、県とも連携を図りながら、専門性を高めるための場の設定や時間確保等に努めていきたい。

社会福祉士や精神保健福祉士の資格を持つ方が少ない本県において、専門性をもって支援を行うことができる人材の確保のためにも、ご提言をいただいたことについては、県にも引き続き働きかけていきたい。

提言② 高知市独自の不登校児童生徒数の評価方法を検討

【提言②に対応する取組】

高知市における不登校児童生徒の出現率は依然高く、厳しい状況が続いており、平成 27 年度の不登校児童生徒数は 345 名（小：82 名，中：263 名）である。

本市としては、国の基準の 30 日以上欠席日数だけに捉われるのではなく、学校が取組・子どもや保護者への関わりを大切にした上で、学校と関係機関が連携を図りながら、子どもたちが“どこかと必ずつながる”支援を粛々と確実にを行い、子どもたちの社会的自立につなげていきたいと考えている。

平成 27 年度、教育研究所が関わった児童生徒は 122 名（通所 108 名，訪問 14 名）で、そのうち不登校となる児童生徒は 93 名（通所 83 名，訪問 10 名）である。仮に教育研究所への通所を出席日数としてカウントしても、大半の児童生徒は 30 日以上欠席となっている。

高知市独自の評価方法を「欠席日数にとられないで、研究所等どこかの機関が子どもに関わっていれば義務教育を受けている、又は就学している」と考えると、他機関への通所をどうカウントするか、あるいは家庭で教育課程を習得しようとしている児童生徒をどう捉えるか、その基準をどう見いだしていくか等難しいところであるが、本市の取組が見える形の評価方法について検討していきたい。

個別事務事業の点検・評価シート

【点検・評価対象事務： 不登校対策の推進 】

事業名	社会的資質や行動力を高める支援の充実 (児童生徒等自立支援教室運営事業)		担当課	少年補導センター
1 事業の目的・概要等	【事業の目的】 街頭補導時に会う「遊び・非行」型の不登校児童生徒や中学校卒業後未就労の未成年者(卒業生)に対して、自分自身を見つめ直したり、将来の展望を持たせることのできる居場所を作り、学校復帰や高校進学・就職に向けての相談や学習支援を行う。			
	【事業の概要】 ・街頭補導時に、自立支援教室(居場所)につなぐ声掛けを行う。 ・自分自身についての振り返りや将来への展望をもたせる相談活動(ケアリング)を行う。 ・一人ひとりに応じた個人カリキュラムを作成し学習支援を行う。 ・保護者との連絡を密にし、不安や悩みを解消できるよう相談体制を整える。 ・定期的に学校とケース会を行い、学校復帰・進学に向け共通認識を図る。			
	【達成すべきレベル】 昨年度は、13名通所(うち卒業生2名)し、1名は今年度も継続して通所している。終了した12名のうち、11名が学校復帰や進学・就職をしている。平成27年度の通所終了者の年度内学校復帰、進学・就職割合は91.7%であり、今までの状況を踏まえ、平成28年度は児童生徒の年度内学校復帰、進学・就職した割合を95%とする。(通所生年度内学校復帰、進学割合 H23:85%, H24:81%, H25:84.6%, H26:92.3%)			
2 成果	<ul style="list-style-type: none"> ・自立支援教室に通う児童生徒は現在2名在籍している。(1名は昨年度からの継続) ・学習後のケアリングを繰り返すことにより、指導員やセンター職員と良好な人間関係を築くことができ、将来への志を持ち学習意欲を高めることができた。 ・保護者への連絡(面談・電話・手紙等)を密に行い、不安や悩みを解消できるよう支援を行っている。 ・学校(生徒指導、担任、管理職等)とのケース会を定期的に行い、情報を共有し、児童生徒への支援の充実を図っている。 ・指導者とのミーティングを定期的に行い、児童生徒の状況を確認し、学習内容や内面の関わり方を確認している。 			
3 課題等	<ul style="list-style-type: none"> ・安定、継続した通所ができるように、親子関係の改善をめざして、児童生徒へのケアリングと保護者への支援をさらに充実していく必要がある。 ・学校、関係機関との連携をさらに深め情報交換を密にし、支援方法やゴールイメージを共有化する必要がある。 ・街頭補導時における自立支援教室通所への声掛けを継続していく必要がある。 			
4 改善策の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭内の親子関係を改善することができるよう支援や相談活動を強化していく。 ・面接やケース会を密にし、児童生徒の個々に合わせた目標や支援内容、支援期間等を設定し、学校や関係機関と共有化を図る。 ・街頭補導時の声掛けなどの関わりを通して、人間関係を構築し、自立支援教室通所へつなげていく。 			
5 評価	達成度	方向性	評価内容	一人ひとりの学習状況と心理的背景を把握し、現在の取組を継続する。
	B	a		
(参考)本事業の評価基準	達成度	定性的内容		定量的内容
	AA	目標を大幅に上回る成果をあげている。		達成水準に対して120%以上の成果をあげた。
	A	目標を上回る成果をあげている。		達成水準に対して110%以上の成果をあげた。
	B	ほぼ目標どおりの成果が挙がる見通しである。		ほぼ達成水準どおり(90%以上から110%未満)の成果をあげた。
	C	目標どおりの成果に至らない見通しである。		達成水準に対して90%未満の成果であった。
	D	目標を大幅に下回る見通しである。		達成水準に対して80%未満の成果であった。

個別事務事業の点検・評価シート

【点検・評価対象事務： 不登校対策の推進 】

事業名	教育相談体制の充実 (学校カウンセラー推進事業)		担当課	人権・こども支援課
1 事業の目的・概要等	<p>【事業の目的】 高知市立学校に教育相談に関して専門的な知識・経験を有するカウンセラー16名を派遣し、カウンセラーの活用、効果等に関する実践的な研究を行う事により、児童生徒の不登校や問題行動等の解決に努める。</p> <p>【事業の概要】 児童生徒へのカウンセリングや、カウンセリングを行う教職員及び保護者に対して助言・援助を行うとともに、カウンセリングに関する情報収集・提供等を通じて、学校全体の教育相談機能の充実を図る。 また、第三者的な立場で児童生徒、保護者に接し、解決に向け学校への橋渡しをすることにより、不登校や問題行動等の未然防止、早期対応・早期解決を図る取組を進める。</p> <p>【達成すべきレベル】 不登校や問題行動等への対応のため、専門性を持って児童生徒、保護者に対しカウンセリングを行うとともに、教職員等へ必要に応じて助言・援助を行うことにより、不登校対策、生徒指導に関わる日常的な教育相談体制を整備し、対応力の向上をめざす。また、他機関と連携してチームとしての支援体制づくりを行う。</p>			
2 成果	<p>平成28年度は、昨年度同様に50校へ学校カウンセラーを配置。7月末の段階で6,320件(前年比1,719件増)の相談があり、相談者の内訳は、児童・生徒2,968件(約47%)、教員2,622件(約41%)、保護者462件(約7%)、スクールソーシャルワーカーとの情報交換等その他268件(約5%)であった。相談内容の中で、不登校についての相談は465件であったが、不登校の多くの要因となっている人間関係、学習についての相談が、全体の約24%を占めている。</p> <p>相談件数が大幅に増加している背景には、カウンセラーの児童生徒への積極的な関わりとともに、教職員のカウンセラーへの理解が進んだためであると考察される。</p> <p>学校からは、「学校のニーズに応じて、支援会への参加や個別の相談活動、必要に応じての家庭訪問など、積極的に進んでいる」「全校生徒や保護者に向けて、毎月カウンセラー通信を発行し、心の持ち方などの啓発も行っている。教員にとっても指導上参考となる通信となっている」等の成果が報告されている。</p>			
3 課題等	<p>学校や保護者の要望が多様化してきている現状を踏まえ、今後も研修会等を通じ、カウンセラーとしての専門性向上に向けた取組を進めていく必要がある。</p> <p>また、スクールカウンセラーや、スクールソーシャルワーカー、生徒指導スーパーバイザー等、外部人材との連携を図っていくために、配置日や時間についての検討を行い、児童生徒の支援の方向性について意見を交換し、情報を共有する場を確保していくとともに、学校カウンセラーの意図的な関わりによる相談件数の増加を、不登校出現率の減少にもつなげたい。</p>			
4 改善策の検討	<p>カウンセラー研修会の中で、事例研究や、カウンセラー同士の情報交換を持つ時間を増やすことにより、直接的にカウンセラーのスキルアップにつなげる。</p> <p>学校や、保護者の要望を把握し、適切に情報の共有を図っていくため、各所課との連携を今以上に密にするとともに、外部機関との連携が効果的に図られるよう、その手立てについて検討していく。</p>			
5 評価	達成度	方向性	評価内容	各学校の不登校対策や、生徒指導上の課題を把握する中で、より充実したカウンセリング活動となるように取組を継続する。
(参考) 本事業の評価基準	達成度	定性的内容		定量的内容
	AA	目標を大幅に上回る成果をあげている。		達成水準に対して120%以上の成果をあげた。
	A	目標を上回る成果をあげている。		達成水準に対して110%以上の成果をあげた。
	B	ほぼ目標どおりの成果が挙がる見通しである。		ほぼ達成水準どおり(90%以上から110%未満)の成果をあげた。
	C	目標どおりの成果に至らない見通しである。		達成水準に対して90%未満の成果であった。
	D	目標を大幅に下回る見通しである。		達成水準に対して80%未満の成果であった。

個別事務事業の点検・評価シート

【点検・評価対象事務： 不登校対策の推進 】

事業名	家庭への支援の充実 (スクールソーシャルワーカー活用事業)		担当課	教育研究所
1 事業の目的・概要等	【事業の目的】 児童生徒の不登校の状況や背景には、児童生徒本人の課題だけではなく、生活上の課題・経済的困窮・虐待・発達障害・精神疾患・地域からの孤立など、児童生徒が置かれた環境との相互作用で起こっている事例が増えている。そうした事例に対して、スクールソーシャルワーカー（以下「SSW」という。）がソーシャルワークの専門性と福祉の知識を駆使して介入し、子どもたちの困っている状況を解決・改善していくことをめざす。			
	【事業の概要】 ・SSW16名を教育研究所に配置する。1人が1中学校区を担当し、学校からの要請に応じて派遣を行う。鏡・行川・土佐山校区、高知特別支援学校、高知商業高等学校についても、要請があれば派遣を行う。 ・SSWが担う主な役割としては、①問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけ ②関係諸機関とのネットワークの構築、連携・調整 ③保護者や教職員等に対する支援・相談・情報提供 ④学校内におけるチーム支援体制の構築、支援 ⑤教職員等への研修活動である。 ・関係機関との連携をより密にして、全ての子どもたちのために、“どこかと必ずつながる”温かい支援をめざす。			
	【達成すべきレベル】 ・「継続支援対象児童生徒の抱える問題と支援状況」において、「問題が解決」した件数の割合を25%（前年度21.1%）に、「支援中であるが好転」した件数の割合を40%（前年度37.4%）にする。			
2 成果	<ul style="list-style-type: none"> ・27年度末の対応学校数が、小学校で38校（前年度33校）と増加した。 ・7月末現在の訪問活動の回数が、学校へ984回、家庭へ734回となっており、前年度7月末の実績回数（学校804回、家庭452回）を上回っている。 ・7月末現在の児童家庭福祉関係機関との連携が134件と、前年度を上回っている。 ・依頼のあった中山間の小規模校と、特別支援学校の支援に入ることができている。 			
3 課題等	<ul style="list-style-type: none"> ・解決、好転のためには、福祉や医療等の関係機関へのつながりが必要なケースも多く、関係機関との日常的な連携やネットワークづくりが必要である。 ・ソーシャルワークの専門性をもった人材の確保が難しい。 			
4 改善策の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・日々変化する福祉や医療等の動向に注視しながら、毎週行っている連絡協議会の中で関係機関の情報共有を図り、ネットワークの構築をめざす。 ・児童生徒の家庭背景に課題があるケースでは、学校との情報共有や保護者への支援の在り方、関係機関へのつながり等について、県のスーパーバイザーによる助言やワーカー同士が情報共有できるよう、事例検討会を行う。 ・引き続き、SSWの人材確保や人材育成について県とも協議をしていく。 			
5 評価	達成度	方向性	評価内容	達成すべきレベルは、人数や回数などは目標どおりの成果が期待できるが、支援が難しいケースを数多く抱えているため、問題が解決・好転するためには学校や関係機関との連携をさらに図っていく必要がある。
	B	a		
(参考) 本事業の評価基準	達成度	定性的内容		定量的内容
	AA	目標を大幅に上回る成果をあげている。		達成水準に対して120%以上の成果をあげた。
	A	目標を上回る成果をあげている。		達成水準に対して110%以上の成果をあげた。
	B	ほぼ目標どおりの成果が挙がる見通しである。		ほぼ達成水準どおり（90%以上から110%未満）の成果をあげた。
	C	目標どおりの成果に至らない見通しである。		達成水準に対して90%未満の成果であった。
D	目標を大幅に下回る見通しである。		達成水準に対して80%未満の成果であった。	

学校給食における地産地消, 食育の推進

本市においては、学校給食を中心として食育を推進していくために、各学校における教職員の食育への理解を深め、食に関する指導体制づくりや各学年の年間指導計画の作成及び検討を進め、食に関する指導の内容充実を図ってきた。

これまでの取組を踏まえ、さらに地域に根ざした食育を推進するため、児童生徒の地場産物への関心を高めるとともに、地域の人材や関係機関とのネットワーク化を進め、第2次高知市食育推進計画にある学校給食の地産地消、地場産品を活用する割合の目標値を達成することをめざしている。

また、平成30年度中の中学校給食完全実施を視野に入れ、小・中学校義務教育9年間における発達段階に合わせた継続的な食育の推進に向けて、より一層の情報発信の充実を図る。

1 計 画

(1) 目標

- ・ 地場産物活用率(平成30年度末食材数ベース)30%以上
- ・ 地域食材活用率(平成30年度末重量ベース)【第2次高知市食育推進計画】68%以上
- ・ 平成29年度における「食に関する指導の年間指導計画」の作成率 小学校100%, 中学校50%

(2) 目標設定の理由

平成17年7月に食育基本法が施行され、国民レベルで食育を推進するとともに、平成28年3月には「第3次食育推進基本計画」が策定された。この計画における目標値として、学校給食における地場産物の使用割合(平成32年度食材数ベース30%以上)が示されている。

また、「食に関する指導の全体計画」や各学年の「食に関する指導の年間指導計画」を作成し、各教科等や給食の時間の指導を充実させることで、「食事の重要性、心身の健康、食品を選択する能力、感謝の心、社会性、食文化」といった食に関する指導目標の達成をめざす。

(3) 対象事務の現状, 課題等

平成28年度における「食に関する指導の年間指導計画」の作成率は小学校78.0%, 中学校42.1%である。

統一献立全体での県内産食材の活用推進に合わせ、校区内生産物の積極的な使用について、モデル地区を指定し、地域食材活用の推進を図っている。本市における平成28年度地域食材活用率は、重量ベース63.0%(平成28年6月現在)である。

課題としては、生産者と納入業者の協体制づくり等があり、農林水産部や市学校給食会との連携による地産地消の取組を進めていくことが挙げられる。

2 実施状況（平成28年度）

■平成28年度学校給食における地産地消、食育の推進における各事業の状況

事業名	達成度	方向性
食に関する指導の充実 (小中学校食育・地場産品活用推進事業)	B	a

*達成度を「AA」「A」「B」「C」「D」の5段階で評価

*方向性を「a」「b」「c」の3段階で評価

*事業ごとの詳細は「個別事務事業の点検・評価シート」に記載

3 点検・評価対象事務の全体評価（平成28年度）

評 価	対象事務の各事業は、ほぼ成果を挙げているが、少し見直しが必要である。
------------	------------------------------------

本市においては、強みである高知の食の魅力について、豊かな自然が育む地場産物を通し、子どもたちが学び、郷土を愛する心を持つことができるよう、学校給食への地場産物の活用を進めてきた。今後は、子どもたちが地場産物の生産や流通、郷土料理や地元ならではの食べ方等一層理解を深めることができるよう、発達段階に合わせ、学級担任等が活用しやすい地場産物ごとに指導資料の充実を図る。

4 見直し

(1) 取組を進めるに当たっての新たな課題等

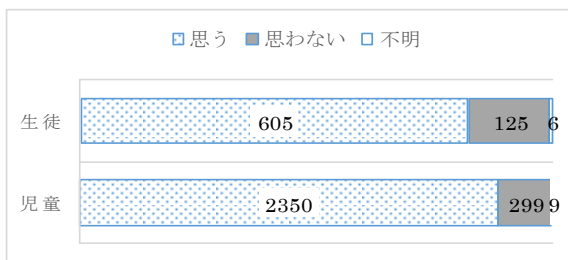
- ① 「食に関する指導の年間指導計画」の作成校の拡大
- ② 食に関する体験学習の実施校の拡大
- ③ 平成30年度中の中学校給食実施を視野に入れた「地域食材の活用率(重量ベース)」等の食に関する指導の目標指標の検討

(2) 改善策の検討

①の課題については、「食に関する指導の年間指導計画」の未作成校に対して参考資料の提供及び栄養教諭等の未配置校に対して兼務栄養教諭等による作成支援を行う。

②の課題については、食育体験学習実施校の取組紹介を行うとともに、「学校給食を中心とする食に関する指導アンケート(平成28年7～8月実施)」結果を分析することにより、今後の食育体験学習実施校の拡大を図る。

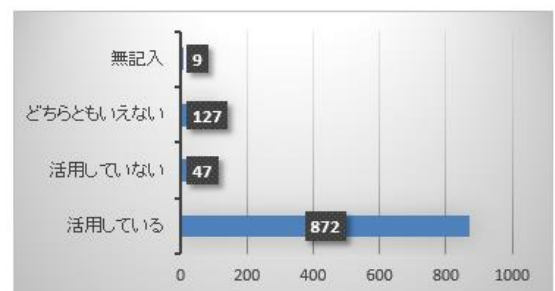
問7 学校給食をとおして、高知のたべものを知ったと思いますか。



	思う	思わない	不明	計
児童	2350	299	9	2658
生徒	605	125	6	736

学校給食を中心とする食に関する指導アンケート(児童生徒) 抜粋

問8 学校給食を、児童生徒に高知のたべものを知らせる教材として活用していますか



活用している	活用していない	どちらともいえない	無記入	計(人数)
872	47	127	9	1,055

学校給食を中心とする食に関する指導アンケート(教職員) 抜粋

③の課題については、本年度より「食材数ベース」の目標指標を開始するとともに「学校給食における地場産物の指導資料」を配付し、当資料の活用率の調査を通して、地場産物に対する学校の取組の促進を図る。

○ 点検・評価委員の意見・提言への対応

評価委員からは、「学校給食を中心とする食に関する指導アンケート」結果及び「食」に関して周知することから実践することへ、具体的な目標を設定して地場産物を活用しようとする取組について大変重要なものであるとの評価をいただいた。

以下、いただいた5つの提言とその提言に対応する取組について述べる。

提言① 「食に関する指導の年間指導計画」の未作成校に対する支援

【提言①に対応する取組】

「食に関する指導の年間指導計画」の未作成校に対しては、学校ごとに高知市教育委員会の担当者が直接作成の状況を聞き取り、それぞれの進捗状況に合わせて高知市教育委員会作成の「食に関する指導の年間指導計画」の参考例を活用しながら担当の栄養教諭等の協力を得て、具体的な支援を行う。



(稲作体験 田植えの様子：泉野小5年)

提言② 食の安全性と供給の安定性を十分に確保した事業の遂行

【提言②に対応する取組】

本市の学校給食で使用する食材の選定と確保に当たっては、学校長等の教職員とPTA代表、学識経験者等で構成する「物資購入委員会」を定期的で開催する等、文部科学省の学校給食衛生管理基準に沿って実施している。また、「物資購入委員会」では、委員が食材そのものを確認するとともに、栄養教諭等が食品の原材料や生産工程等に関する書類を確認する等、子どもたちにより良い給食を提供するよう努めている。

今後の食材の選定については、食の安全性を確保し、より安全な学校給食を提供するために、文部科学省・高知市保健所等の信頼できる機関が発信する最新の情報をもとに行う。

また、安定した給食の供給のためには、農業漁業関係者及び市場などの流通関係者等と、高知市学校給食における年間使用予定量の情報共有を行い、平成30年度中の中学校給食開始も視野に入れた体制を整えていく。


提言③ 生産者、関係機関と連携した地場産物利用の促進

【提言③に対応する取組】

子どもたちが高知の豊かな産物や食文化について学び、生産者や自然の恵みに感謝し、郷土を愛する心を持つことができるよう、地場産物の利用拡大を図る。

高知市学校給食地場産品活用促進協議会等の既存組織を活用し、給食に取り入れることのできる地場産物を発掘し、確保に向けて検討を行うとともに、活用時期を明確にした地場産物活用計画及び献立作成計画を作成する。併せて、使用する地場産物の生産や流通、地元ならではの食べ方等について、「学校給食における地場産物の指導資料」を効果的に活用していく。

給食の時間における食に関する指導

ちょこっと食育 

食に関する指導内容 献立を通して、食品の産地や栄養的な特徴等を学習させる。

指導計画 高知市立〇〇小学校 第3学年

○題材：春の山菜を味わおう
 ○ねらい：地域の旬の食材に関心を持たせ、季節感を感じさせる。
 ○食育の視点
 ・心身の健康 ◇好き嫌いせずに残さず食べようとする。
 ・食文化 ◇地場産品を知ろう。(土佐山の山菜漬け)
 ○献立：菜めし、牛乳、山菜うどん、大豆サラダ
 ○関連教科等：社会科「校区をたんけんしよう」

指導の流れ

給食の時間	学級での指導の流れ ■支援	一斉指導
○食事前	<ul style="list-style-type: none"> ■ 山菜採りの写真などを掲示する。 ☆ 山菜について知っていることを発表する。 <ul style="list-style-type: none"> ・家族で山菜採りに行ったことがあるよ。 ・近くの川の土手で「いたどり」を見たよ。 ・食べたことがないな。 	<ul style="list-style-type: none"> ★お昼の放送 給食委員会による献立放送 (月配布の指導資料)
○食事中	<ul style="list-style-type: none"> ■ 給食に入っている山菜の名前と採れた場所をクイズ形式で知らせる。 ☆ 給食に入っている春の山菜を知る。 ☆ 山菜の採れた場所を知る。 <ul style="list-style-type: none"> ・クイズに答える。 ☆ うどんに入っている山菜を確かめながら食べる。 <ul style="list-style-type: none"> ・少し苦いな、春の味かな。・これがわらびかな。 ■ 苦手な児童に少しでも食べてみるよう促す。 	<ul style="list-style-type: none"> ★配膳室での掲示物 食材の写真などを展示して紹介

添付資料の使い方

- ・添付資料：パワーポイント「春の山菜を味わおう」
- ・資料作成の方法と使い方
- ①「クイズ」を別添資料から印刷し、クリアブックに入れたり、スケッチブック等に貼ったりする。印刷は、必要に応じてB4やA3サイズに印刷する。
カラー印刷(または、色塗り)をするとよい。答えは後から出てくるようにする。
- ②クリアブック等をめくりながら話しかけ、クイズ形式で進めていく。
- ③後半の写真は、配膳室前や食関係の掲示板に掲示する。(別途、月配布の指導資料も活用する。)

名前はなあに？

- 1 山で、この〇〇〇〇をおって取ると、ポンッ！という音がする。
- 2 とら模様のはん点があり、竹のように中は空どうで、節があるつえのような形をしている。
- 3 塩づけや冷凍保存をして、高知では年中食べられている。



イタドリ



(学校給食における地場産物の指導資料)

提言④ 栄養教諭，学校栄養職員の増配置

【提言④に対応する取組】

平成30年度からの中学校給食完全実施に向けて，中学校給食の献立及び関連資料の作成，中学校における食に関する指導の強化等，その準備，中学校支援のために栄養教諭等の増配置が必要不可欠である。

本市単独での栄養教諭等の配置は難しい状況であるため，今後においても高知県教育委員会に対して，本市における食育の推進のために，栄養教諭等の増配置を要望していく。

提言⑤ 食に対する家庭の考え方や家庭で提供される食事の重要性に着目した学校から家庭へのアプローチという視点での食育計画の見直し

【提言⑤に対応する取組】

学校においては給食・食育・保健だより等の配付を通して，保護者に学校の食育体験活動等の取組を紹介し，理解と協力が得られるよう給食試食会等に保護者と情報交換を行う機会を設け，家庭における食についての興味関心を高めている。また，子どもたちが自ら食事を用意する力を実践的に身につけることができるよう，家庭科をはじめとする教科等との連携を深め，食に関する指導の内容の充実を図っている。

高知市教育委員会としては，広く家庭，市民に対し，食に関する取組や情報を発信するため，引き続き食育実践発表会や親子料理教室の開催の周知を行うとともに，家庭向けの献立表や給食だよりを配付することにより，家庭における食の重要性について情報提供していく。

次世代を担う子どもたちが食の重要性や食品の選択能力等を身につけ，実践していくことにより，朝食摂取を含め家庭での食がより充実していくよう，第3次高知市食育推進計画目標指標等を見直しを図っていく。

今後は，評価委員からいただいた貴重な提言を真摯に受け止め，本市の子どもたちの健全育成のために，地域に根ざした食育の推進を図るものである。



(平成27年度食育実践発表会の様子)

個別事務事業の点検・評価シート

【点検・評価対象事務： 学校給食における地産地消，食育の推進】

事業名	食に関する指導の充実 (小中学校食育・地場産品活用推進事業)		担当課	教育環境支援課
1 事業の目的・概要等	【事業の目的】 地域で生産された食材を学校給食等で活用することにより，地域のことを知るとともに，食物の生産等に関わる人々への感謝の心を育み，児童生徒の望ましい食習慣の形成に取り組む。			
	【事業の概要】 ・体験学習の実施（食育体験学習実施校） ・食育実践発表会の開催（食育推進校の指定，教育実践の発表） ・地場産物の学校給食への活用促進（地域の人材や関係機関とのネットワークづくり） ・地場産物に関する指導資料の作成 ・地場産物活用献立の研究 ・地場産品活用促進協議会，モデル地区会の実施			
	【達成すべきレベル】 ・給食で使用する地場産物を，各学校において生きた教材として給食時間や教科等の学習で活用できるよう「食に関する指導の年間指導計画」の作成率の目標値（小学校100%，中学校50%）を達成するとともに，食に関する体験学習の実施校の拡大を図る。 ・地場産物の活用率（食材数ベース）の目標は，国の第3次食育推進基本計画の目標値を参考に平成30年度末30%（平成28年6月参考値 25.5%）			
2 成果	<ul style="list-style-type: none"> ・「食に関する指導の全体計画」作成率（小，中学校100%） ・「食に関する指導の年間指導計画」作成率（平成28年度 小学校78%，中学校42.1%） ・平成28年度のモデル地区（初月地区） 初月地区は平成23年度からモデル地区として，関係者と生産者の体制づくり，食材の選定等について取組を継続している。 			
3 課題等	<ul style="list-style-type: none"> ・「食に関する指導の年間指導計画」の作成校の拡大 ・食に関する体験学習の実施校の拡大 ・平成30年度中の中学校給食実施を視野に入れた「地域食材の活用率（重量ベース）」等の目標指標の検討 			
4 改善策の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・「食に関する指導の年間指導計画」の未作成校に対する参考資料の提供及び栄養教諭等による支援 ・食育体験学習実施校の取組紹介を行うとともに，「学校給食を中心とする食に関する指導アンケート」（平成28年7～8月実施）結果を活用 ・「食材数ベース」の目標指標の検討及び「学校給食における地場産物の指導資料」の活用促進 			
5 評価	達成度	方向性	評価内容	「学校給食における地場産物の指導資料」や体験学習の拡大に向けた情報発信等を行い，各校における本指導資料の活用率の向上を図る。
	B	a		
(参考) 本事業の評価基準	達成度	定性的内容		定量的内容
	AA	目標を大幅に上回る成果をあげている。		達成水準に対して120%以上の成果をあげた。
	A	目標を上回る成果をあげている。		達成水準に対して110%以上の成果をあげた。
	B	ほぼ目標どおりの成果が挙がる見通しである。		ほぼ達成水準どおり（90%以上から110%未満）の成果をあげた。
	C	目標どおりの成果に至らない見通しである。		達成水準に対して90%未満の成果であった。
	D	目標を大幅に下回る見通しである。		達成水準に対して80%未満の成果であった。

■ 点検・評価委員からの意見等

保幼小連携教育の推進

1 担当課による評価（一次評価）に対する意見等

- 高知市は「どこの園からどこの小学校に入学しても、子どもたちが安心して学校生活をスタートすることができる」という高い理念を掲げて、保幼小連携教育の推進に取り組んでいる。

この理念を実現するために行われている2事業は達成すべきレベルを着実にクリアしている。「幼児期の教育と学校教育の連携の強化（保・幼・小連携推進地区事業）」においては、「16小学校区の連携プログラム実施率を100%とする」という目標はクリアされ、「高知市立小学校のスタートカリキュラム実施率を100%とする」という目標も達成されている。また、「幼児期の教育と学校教育の連携の強化（小1プロブレム対策事業）」においては、「事業実施校における小1プロブレム発生率をゼロにする」という目標は段階的に達成され、平成27年の発生率は5%となり着実に成果をあげている。本事業を希望する小学校が増えていることはこの事業の有効性を物語っている。

これらの施策の結果、保幼小連携教育は確実に成果をあげている。平成23年度19%であった小1プロブレムの発生率は平成27年度には5%にまで減少し、ゼロという目標達成まであと一步というところまで来ている。

以上の点から、担当課による評価は妥当なものであると考えるが、「幼児期の教育と学校教育の連携の強化（小1プロブレム対策事業）」はさらに高く評価してもよいのではないかと考える。

- これまで積み上げてきたものをもとに、さらに高い目標を持ち、工夫・改善しようとしており高く評価できる。また、16小学校区の連携プログラム、高知市立小学校のスタートカリキュラム、共に実施率が100%であるのも素晴らしい。「人をつなぐ」「組織をつなぐ」「教育をつなぐ」園や学校の実践が、子どもたちの健やかな成長につながり、さらには学力向上にもつながることが理解されてのことだと感じている。

様々な理由で小学校生活のスタートに適応できない子どもたちを支援する、小1プロブレム対策事業は、新入学児はもちろんのこと、教員・保護者にとっても大変心強い取組である。「スタートカリキュラム」実施率が100%となり、全ての学校から成果が報告されたことから、目標を十分に達成できていると考える。

2 改善点等の提言

- 「幼児期の教育と学校教育の連携の強化（保・幼・小連携推進地区事業）」
 - ・ 連携プログラムのうち「人をつなぐ」において課題となっているのは日程調整である。例えば「保幼小連携の日」を高知市教育委員会として設定するなどして連携の意識を高め、日程調整をうまく行える工夫ができないであろうか。
 - ・ アプローチカリキュラムの実施率を上げることは難しいと考えるが、園長会、保幼小連携推進地区連絡協議会や合同研修会などを通じて、アプローチカリキュラムの重要性を粘り強く伝達していただきたい。アプローチカリキュラムは保育の日々の活動に教育上のねらいがあることを示している。アプローチカリキュラムを行うことは保育者の力量を向上させることになることを保育施設の責任者に対して強調し、その普及に努めていただきたい。
 - ・ 毎年見直される「アプローチカリキュラム・スタートカリキュラム事例集」を活用し、園や学校でさらに工夫された実践が、主体的に続けられるよう、その重要性を子どもの姿を通して発信して欲しい。
 - ・ スタートカリキュラムの実践を交流し合う有意義な研修の場があれば、さらに充実した取組になるのではないか。

- 「幼児期の教育と学校教育の連携の強化（小1プロブレム対策事業）」
 - ・ 担当課の評価にもあるように、この事業に対するニーズは大変高い。したがって、要望があった小学校にはすべて配置できるように、引き続き予算の要求をしていくと同時に、学校支援地域本部などを活用して、持続可能なものにしていくことを考えていただきたい。そのために、モデルプランを実施してみて、可能かどうか検証してみたい。
 - ・ 小1サポーターの確保は難しい点もあるかと思うが、今後も学校の希望に沿った配置をお願いしたい。

不登校対策の推進

1 担当課による評価（一次評価）に対する意見等

- 高知市における不登校や非行の問題は長年の懸案である。近年、不登校や非行の問題を個人の心の問題ととらえる傾向からさらに広く社会的構造との関係でとらえるような視点が重要と考えられている。児童生徒の非行や不登校の背景には、本人たちだけの問題ではなく、家庭をはじめとした様々な環境との相互作用から生じる問題が存在しており、その視点からのアプローチが重要である。こうした動向からみて、高知市の厳しい家庭状況へアプローチする施策はたいへん有効であると考えられる。

「社会的資質や行動力を高める支援の充実」（児童生徒等自立支援教室運営事業）では、「通所してくる児童生徒たちの学校復帰及び進学や就職の割合を 95%とする」ことを目標としている。昨年度は 13 名中 11 名が学校復帰・進学・就職をはたしており（91.7%）、目標をほぼ達成している。「教育相談体制の充実」（学校カウンセラー推進事業）では、臨床心理士の数が全国的に見ても少ない地域にもかかわらず、市内の 50 校に学校カウンセラーを配置し、6000 件を超える相談、他機関との連携を行っており、目標を達成していると考えられる。相談数は昨年度よりも 1,719 件増加し、急増している。その要因は学校カウンセラーの積極的な関わりにより、困難な問題に対する積極性はたいへん評価できる。「家庭への支援の充実」（スクールソーシャルワーカー活用事業）では、「問題が解決した割合を 25%、好転した割合を 40%とする」ことを目標としている。平成 27 年度の解決した割合は 21.1%、好転した割合は 37.4%であり、ほぼ目標を達成していると考えられる。また、スクールソーシャルワーカーの学校訪問回数、家庭訪問回数は 7 月時点でそれぞれ 984 回、743 回となっており、昨年度を上回っている。困難な問題に対して積極的な関与を行った結果、昨年度以上に、困難を抱える家庭を福祉の関係機関に接続することができている。

不登校問題の解決は一朝一夕に行えるものではないが、高知市教育委員会は困難な問題にも倦むことなく真摯に取り組んでいる。この努力は評価に値すると思われる。

以上の点から、担当課による評価は妥当なものであると考える。

2 改善点等の提言

○ 「社会的資質や行動力を高める支援の充実（児童生徒等自立支援教室運営事業）」

- ・ 家庭や学校に居場所のない児童生徒に、関わり続け支援し続ける取組は、すぐに成果がみられるものではなく、苦勞も多いことと思う。街頭補導での声がけも、子どもとのより良い関係を築くまでが大変だろうと察する。

そんな努力により、街頭補導での声がけから自立支援教室のつなぐことができた児童生徒のうち、学校復帰や進学・就職した割合は高く、自立支援教室での取組の成果が挙がってきていることが分かる。すぐには自立支援教室通所へつなげることが困難な児童生徒に対しても、関わりを断つことなく、支援をお願いしたい。

○ 「教育相談体制の充実（学校カウンセラー推進事業）」

- ・ 各学校で、校内支援体制を確立し、チームで子ども達を見守り、育てようとしている。その中で、様々な背景を持ち、支援を必要としている児童生徒に対して、またそんな我が子に悩む保護者、時には教職員に対し、専門性をもってカウンセリングし、指導や助言といった支援を行う当事業は、現状にあった有意義な取組である。

子どもたちの多様な心の問題に、専門性は勿論だが、広くて豊かな人間性をもったカウンセラーに関わってもらえる学校は幸せである。カウンセラー同士が交流し研修する場を保証して欲しい。

- ・ 学校とカウンセラーとの連携が不十分であると、限られた回数や時間の中で、効率よく活用できないこともある。校内にパイプ役となれる人が位置付けられていると良いのではないか。
- ・ 学校カウンセラーへの相談件数が増加し、内容も様々である。それぞれの学校の要望に応じた有効なカウンセラー配置を期待する。
- ・ 見直し（Action）の中で挙げられているように、学校カウンセラーの配置拡充は何よりもまず必要であると考えられるので、財政的な支援をお願いしたい。また、すでに作成されているかもしれないが、学校カウンセラーに対する学校側の窓口と役割の明確化を進めるために、ガイドラインを設けることが重要であると考えます。
- ・ 現在、教育現場では性同一性障害などの新しい対応を迫られる事案が増加している。こうした事案には個人の学校カウンセラーだけでは対応できない困難な場合があると考えられる。達成すべき目標にもあるように、「チーム」としての支援体制づくりが複数できるように、財政的な支援を行っていただきたい。

○ 「家庭への支援の充実（スクールソーシャルワーカー活用事業）」

- ・ スクールソーシャルワーカーは、カウンセラー以上に専門性をもって学校、児童生徒、保護者の支援にあたっており、対応学校、訪問活動の実績回数が示すとおり、成果が挙がっていると評価できる。人材の育成や確保は難しい課題であるが、今後とも努力をお願いしたい。
- ・ スクールソーシャルワーカーの有効性はますます認知されている。しかし、専門的な人材確保がなかなか難しくなっている。人材確保の観点から、働き手にあった雇用形態が柔軟になるような配慮が必要である。また、専門性を高めるための研修なども工夫する必要がある。
- ・ 実現は大変難しいと考えるが、文部科学省の統計とは違った方式で高知市の不登校児童生徒数を評価してみてもどうか。学校を長期欠席しているが、同様の施設に通所していたり、家庭で教育課程を習得しようとしていれば、義務教育を受けているあるいは就学しているとカウントする。そのような評価にすれば、高知市教育委員会の努力の見える化が出来はしないであろうか。

学校給食における地産地消，食育の推進

1 担当課による評価（一次評価）に対する意見等

- 食は健康でたくましく生きていく上で、また、豊かな安定した心を育むために大変重要なものである。食べることの大切さ、食事の楽しさを学ぶスタートは家庭であるが、学校では給食の時間を通して学ぶことになる。

食に関する指導の全体計画を作成し、体験学習を実施するなど、学校教育全体で食育の取組を進めてきているが、「学校給食を中心とする食に関する指導アンケート」の結果からも、成果が挙げられていると評価できる。

- 現在、子ども食堂など、子どもたちに健やかな心と体を育んでもらうために、新しい視点から「食」への注目が高まっている。また、すでに、食育基本法では、子どもたちが豊かな人間性を育み、生きる力を身に付けていくために、「食」の重要性が謳われている。現在、周知することから実践することへ、食育の目標が設定されなおしているが、具体的な目標を設定して地域食材を活用しようとする高知市の取組は大変重要なものであると考える。

本事業で目指している「食に関する指導の充実（小中学校食育・地場産品活用推進事業）」において、「地場産物活用率を30%にする」という目標は年度途中で40%を超え、すでに目標を達成している。「重量ベースの地域食材活用率を68%とする」という目標は6月時点で63%となっており、昨年度の同時期よりも若干ではあるが増加している。「食に関する体験学習の実施校を拡大する」という目標は昨年度よりも1校増加し、回数も若干増加している。また「平成29年度までに食に関する年間指導計画の作成率を小学校では100%、中学校では50%とする」という目標は、小学校で78.0%、中学校では42.1%となっており、目標達成までにもう少しのところまで来ている。特に中学校では昨年度より10%増となっており今後に期待できる。

以上の点から、担当課による評価はほぼ妥当なものであると考える。

2 改善点等の提言

- 「食に関する指導の充実（小中学校食育・地場産品活用推進事業）」
 - ・ 「年間指導計画作成率向上」「体験学習実施校の拡大」は、作成し実践した具体例を紹介し、食育を推進していく上で有効であることを示す必要があると考える。
 - ・ 地場産物を使った給食は、食育を進めていく「生きた教材」である。割合を今後も増やしていけるよう、生産者、関係機関と連携して取り組んで欲しい。
 - ・ 食育を推進する上で重要となる、学級担任、家庭、地域との連携を深め調整役となる、栄養教諭、学校栄養職員が、できる限り多くの学校に配置されるよう希望する。
 - ・ 「食に関する年間指導計画」については、すでに担当課の課題に示されているように、栄養教諭に複数校担当してもらい、「食に関する年間指導計画」を作成してもらう必要がある。小学校での作成率をさらに高めるためには何が必要かをまず確認する必要があるのではないだろうか。
 - ・ 食にとって、安全性は最も重要な観点である。また供給の安定性も重要である。目標値もあるであろうが、安全性と安定性を十分に確保したうえで施策を遂行していただきたいと考える。
 - ・ 食の重要性、心身の健康、食品の選択能力など食育の指導目標は子どもを対象としたものであるが、食育にとって真に重要なのは食に対する家庭の考え方や実際に家庭で提供される食事である。もし食育の計画を見直す機会があれば、学校から家庭へのアプローチをどのようにするかという視点から見直していただきたい。

■ おわりに

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正に伴う教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況についての点検・評価は、平成20年度からスタートし、本年度で9年目となりました。

本年度点検・評価対象とした3項目につきましては、事務の在り方や今後の方向性について検討・分析し、さらに点検・評価委員から貴重なご意見をいただきながら、本年度も点検・評価を行うことができました。

この3項目につきましては、それぞれP D C Aの業務サイクルに沿った取組が進められているものと考えております。

今後も、事業の目的に沿った取組を進めてまいります。

また、点検・評価が、学校現場の教職員や教育委員会事務局・教育機関の職員の意欲の向上につながり、そして子どもや保護者の方々にも納得いただける評価となるよう、引き続き評価の在り方について検討してまいります。

平成28年度教育委員会の
事務の管理及び執行状況の

点検及び評価結果報告書

////////////////////////////////////

発行年月 平成28年12月
発行 高知市教育委員会
編集 高知市教育委員会 教育政策課
〒780-8571 高知市鷹匠町二丁目1番43号
電話番号 (088) 823 - 9478 (直通)

////////////////////////////////////

平成28年度教育委員会の
事務の管理及び執行状況の
点検及び評価結果報告書

高知市教育委員会